

# 会員医療機関の「働き方改革」を応援 県社労士会が無料労務診断

働き方改革関連法が6月末に成立したことに伴い、来年以降、労働法令の改正が次々と行われることになっており、医療機関でも残業規制や同一労働同一賃金など法令改正に合わせた労務管理面での整備が急務となっている。

しかし、日常の診療業務等に追われている会員にとって、働き方改革という言葉は知っているも、「何から手をつけていいのか分からない」「そこまで手が回らない」という会員が多い。

働き方改革に取り組むための最初の一步は、「自らの事業所における労務管理の現状を知る」ことであり、その現状を知るためには労務診断が必要である。

そこで、茨城県保険医協会では、職場の働き方改革に取り組みたい会員を支援する一環として、このほど茨城県社会保険労務士会と「働き方改革に関する協定書」を締結した。これは、茨城県保険医協会の会員の事業所に茨城県社会保険労務士会所属の社会保険労務士が訪問して、労務管理に関する無料診断を行うものである。このサービスは2019年3月31日までの期間限定で、顧問社会保険労務士が既にいる会員事業所は利用できない。また、訪問した社会保険労務士に無料労務診断以外の業務を依頼する場合は有料となる。

無料労務診断の申込書は茨城県保険医協会のホームページからダウンロードできる。



県社労士会の磯充会長(右)と  
協定書を締結した宮崎三弘会長